

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(整理番号0778)

HP版議事録

第1回特定最低賃金専門部会（鉄鋼）

令和3年10月7日 非公開

開催日時	令和3年10月7日		13時25分～14時15分
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	<ol style="list-style-type: none">1 特定最低賃金専門部会運営規程の一部改正について2 特定最低賃金専門部会の運営について3 特定最低賃金改正決定の諮問について4 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について5 審議日程について6 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>皆様お集まりになりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	それではただいまから、第1回群馬地方最低賃金審議会群馬県

製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。

賃金室長の摩庭でございます。よろしくお願ひいたします。

恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。

最初に、本専門部会の開催にあたりまして、福永労働基準部長からご挨拶申し上げます。

基準部長

労働基準部長の福永でございます。

令和3年度の、第1回目の鉄鋼製造業特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

この度は、特定最低賃金専門部会委員をお引き受けいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、本日は御多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめとして、労働行政全般の円滑な運営に多大な御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして、御礼を申し上げます。

さて、今年度の群馬県の地域別最低賃金の改定につきましては、最低賃金審議会委員の皆様にご苦労をいただきました結果、837円から28円引き上げて、865円とする改正決定を行い、10月2日に発効いたしました。

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであり、行政機関に決定を義務付けているものでございますが、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものであり、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。

この特定最低賃金につきましては、8月6日の最低賃金審議会において、改正決定の諮問をさせていただき、ご審議をお願いいたしましたことから、本日の専門部会が開催されることとなったところでございます。

委員の皆様には、大変ご苦労をおかけすることとなりますが、特定最低賃金の趣旨をお汲みいただきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局	<p>専門部会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の資料2、インデックスの鉄鋼をご覧ください。委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まずは、公益を代表する委員といたしまして、■委員でございます。■委員でございます。■委員でございます。</p> <p>次に、労働者を代表する委員といたしまして、■委員でございます。■委員でございます。</p> <p>次に、使用者を代表する委員といたしまして、■委員でございます。■委員でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきまして、よろしくお願ひいたします。</p> <p>資料3が事務局名簿でございます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。</p> <p>部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において準用する第24条により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。</p> <p>慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので、発表いたします。</p> <p>部会長には、■委員、部会長代理には■委員をそれぞれ選出するとのことでございました。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。</p> <p>それでは、部会長になられました■委員、部会長代理になられ</p>

	<p>ました [] 委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。 最初に、[] 委員から、お願ひいたします。</p>
部会長	<p>ただいま部会長にお選びいただきました [] でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>私は、今年度は夏の審議会、それから専門部会、それから先日は、もう一つの業種の専門部会の方にも出席させていただきましたが、コロナ禍が、多少改善の方向性が見えてきたとはいえ、まだ不安定な状況が続く中で、大変なご議論の中で最低賃金が決まっていったというのを拝見させていただき、またこちらでも参加させていただきました。</p> <p>こちらの部会でも、労使の先生方にご議論いただいて、無事最終的な結論ができることに、私の方もご協力させていただければと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 続きまして、[] 委員にお願ひいたします。</p>
部会長代理	<p>ただいま、部会長代理に選任いただきました [] でございます。円滑な審議が図られますよう、部会長を補佐してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 これから議事進行につきましては、[] 部会長にお願ひいたします。 よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>それでは会議次第にしたがいまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、特定最低賃金専門部会運営規程の一部改正について、事務局からご説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。特定最低賃金専門部会運営規程の改正について、ご提案させていただきます。</p> <p>資料4に規定改正案、資料5に現行規程、資料6に新旧対照表を用意いたしましたのでご覧ください。</p> <p>この運営規程は、目的、構成、会議の招集、会議の議事、議事録及び議事要旨、審議会への報告等を規定したもので、4業種の専門部会共通のものとなっております。</p>

	<p>資料 6 の新旧対照表のとおり、今回の大きな改正点は 2 点ございます。</p> <p>1 点目は、今般のテレビ会議システムの普及状況を踏まえて、会議への出席の在り方を変更すること、2 点目は、内閣官房行政改革推進本部事務局から、書面、押印、対面の手続を見直すとの方針が示されたことに伴い、議事録への署名を廃止することでございます。</p> <p>その他の細かい点につきましては、主に文言整理でございます。ご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、テレビ会議システムにつきましては、労働局のシステム整備を踏まえて実施させていただきたく存じますので、今後に備えた変更でございます。</p> <p>また、議事録への署名を廃止とした場合、事務局において作成した議事録を全委員にメールでお示しいたしまして、ご確認をいただく予定としております。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>事務局から、特定最低賃金専門部会運営規程の一部改正について、説明がありました。</p> <p>これについて、ご意見、ご質問等ありましたらお願ひいたします。</p>
	【特になし】
部会長	<p>それでは、事務局案をご承認いただけたということで、よろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>それでは、今回の改正は、時代に即したものであるとして、特定最低賃金専門部会運営規程を案のとおり改正することといたします。</p> <p>なお、内容確認のため、議事録が事務局からメールされることがあります。ご確認をお願いいたします。</p> <p>次に、令和 3 年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2 点ございます。</p> <p>まず、1 点目でございます。</p> <p>資料 4、特定最低賃金専門部会運営規程をご覧ください。</p>

	<p>専門部会の会議の公開・非公開につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>専門部会の会議は、例年、専門部会運営規程第7条第1項にございます、「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある」等に該当するとして、第1回目より非公開となっております。</p> <p>本年度は、7月2日の審議会において、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただきました結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にしていただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局のご説明のように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところです。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論いたしました結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>部会長としては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は、第1回目から非公開とすることが適当と考えます。</p> <p>ご意見等ありましたらお願ひいたします。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、ご賛同いただいたものと理解いたしました。</p> <p>本年度も第1回目会議から非公開とさせていただきます。</p> <p>続けて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点目でございます。</p> <p>引き続き、資料4をご覧ください。</p> <p>専門部会の議事録及び会議資料の公開・非公開について、ご説明いたします。</p> <p>運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議同様原則公開であるものの、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができますとされております。</p> <p>昨年度より、専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人責</p>

任を発言ごとに問われる恐れを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただいております。

加えて、本専門部会のご了解をいただきまして、労働局ホームページにも掲載させていただいております。

本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。

なお、議事録を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対しては、これらの法律に規定された不開示情報を除き、開示されることとなります。

2点目は以上でございます。

部会長 事務局説明のとおり、会議の議事録等は、昨年度より原則公開しています。

加えて、労働局ホームページへの掲載もしています。

本年度も、会議の議事録等については、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

部会長 ご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は、公開といたします。

重要な件ですので、もう一度公開の方法を整理いたします。

議事録には、発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することといたします。

事務局にお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することといたします。

また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議の上、公開・非公開を適切に判断することといたしま

	<p>す。 よろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。 この他に、運営規程について何かご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>特にないようですので、運営規程については、このようにしたいと思います。 次に、特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料7をご覧ください。 特定最低賃金改正決定の諮問の経過報告の前に、特定最低賃金の制度、改正決定の仕組みについて、ご説明いたします。 特定最低賃金は、特定の産業に設定される最低賃金で、その役割は、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであることに対し、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとなっています。 決定方式は、地域別最低賃金は行政機関に決定を義務付けしていることに対し、特定最低賃金は関係労使の申出により改正等されることになっております。 昨年度末現在、全国で設定されている特定最低賃金の件数は227件、適用使用者数は約9万3千人、適用労働者数は約292万人となっております。 それでは、特定最低賃金改正決定の諮問について、経過をご報告いたします。 資料8をご覧ください。 申出一覧表として、4業種をまとめたものでございます。 次に資料9をご覧ください。 4業種の特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しでございます。 この申出によりまして、7月29日の審議会において、労働局長が改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、これを受けて</p>

	<p>ご審議をいただいた結果、8月6日に「必要性有り」との答申がなされました。</p> <p>そこで同日、労働局長から審議会長に改正決定の諮問をさせていただいたところでございます。資料10は、その諮問文の写しでございます。</p> <p>更に、同日の審議会において、特定最低賃金4業種ごとに専門部会を設置することを決議いただいております。</p> <p>また4業種について、最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を行いましたが、すべての業種において意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から特定最低賃金の仕組みと、改正決定の諮問についての経過説明がありました。</p> <p>これらについて、ご質問等がございましたらお願ひいたします。</p>
	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>ご質問等ないようですので、次に進ませていただきます。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料12をご覧ください。</p> <p>最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第6条第5項と第7項でございます。</p> <p>第6条第5項は、専門部会で、全会一致で議決された場合には、その決議をもって審議会の決議とするとできるとされています。</p> <p>8月6日の審議会で、この取り扱いを適用することを議決いただいておりまので、ご報告いたします。</p> <p>また、同条第7項では、「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされておりますが、特定最低賃金に係る異議の申出がなかった場合には、運営規程第10条の規定により専門部会は廃止されることになります。</p> <p>いずれにいたしましても、廃止に伴う専門部会の委員の皆様の解任通知文書は省略させていただきたく存じます。ご了解いただけますようお願ひいたします。</p>

	以上でございます。
部会長	<p>事務局のご説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について、ご説明がありました。これについてもご了解をお願ひいたします。</p> <p>次に、特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局からご説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料13をご覧ください。</p> <p>近年の審議状況でございます。中段以下が、特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。</p> <p>次に資料14をご覧ください。</p> <p>委員の皆様には、会議の日程を確保いただきまして、誠にありがとうございました。日程表のとおり会議を開催させていただきたく存じます。</p> <p>なお、会議の開催回数は、本日を含めまして2回を予定しております。ご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、会議が成立するための定足数は、委員の3分の2以上、又は、公・労・使の各側委員の3分の1以上となっておりますので、6名以上の委員の出席、又は、公・労・使委員それぞれ1名以上が出席していただく必要がございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、御多用のところ恐縮ではございますがご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>次の資料15は、令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局からご説明がありました次回会議の日程ですが、委員の皆様はいかがでしょうか。</p> <p>このとおりでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	それでは、次回の会議は、資料14の鉄鋼欄に記載のとおり、10月28日（木）午後1時45分からとします。ご出席をよろしくお願いいたします。

	<p>次に、特定最低賃金額の審議について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。審議に資する資料は4業種の専門部会共通で、最新の内容のものを調べさせていただいております。</p> <p>まず、用意いたしました資料について、ご説明いたします。</p> <p>資料16でございます。過去12年間の特定最低賃金の決定状況でございます。</p> <p>資料17は、特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。</p> <p>資料18は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。</p> <p>資料19は、令和2年度の特定最低賃金改正状況でございます。</p> <p>資料20は、令和3年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。</p> <p>資料21は、令和3年度の最低賃金に関する基礎調査結果でございます。</p> <p>資料22は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。</p> <p>資料23は、群馬県金融経済概況でございます。</p> <p>資料24は、最近の県内経済情勢でございます。</p> <p>資料25は、法人企業景気予測調査でございます。</p> <p>資料26は、群馬県鉱工業指数でございます。</p> <p>資料27は、消費動向調査結果でございます。</p> <p>資料28は、群馬県内企業経営動向調査結果でございます。</p> <p>資料29は、企業経営動向調査結果でございます。</p> <p>資料30は、労働市場速報でございます。</p> <p>資料は以上でございますが、資料21の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、担当から内容をご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>はい。それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、説明をさせていただきますので、資料21をご覧ください。</p> <p>はじめに1ページ目の、令和3年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要について、を説明いたします。</p> <p>調査依頼事業所数は、2,029件で、有効回答件数は、1,014件でした。</p> <p>調査は令和3年6月分の賃金額について行いました。</p> <p>また、月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。</p> <p>調査対象地域は群馬県全域です。</p>

調査対象業種及び事業所規模についてですが、製造業につきましては労働者数100人未満の規模の事業所を調査いたしました。

したがいまして、群馬県内のすべての産業、規模の事業所を調査したものではなく、比較的低賃金労働者が多い産業及び規模の事業所を調査対象として、低賃金労働者の実態を明確に把握できるようにしたものになります。

調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復元をして推計したものです。

したがいまして、調査結果の反映はあくまで対象とした産業、規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。

続きまして、3ページになります。

賃金統計用語である、未満率と影響率についてご説明をさせていただきます。この図のイメージのとおりになりますが、まず未満率についてです。

未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合となります。

次に、4ページにいきまして、鉄鋼業の今回の調査結果に基づいて説明をいたします。

はじめに未満率についてです。鉄鋼業の現行の最低賃金が921円でございますので、920円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、920円以下の累積労働者数は0人でした。これをAといたします。

復元した合計労働者数は242人でした。これをBといたします。未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は0%となりました。

従いまして、最低賃金額を下回っていた鉄鋼業の労働者は、1人もいなかったということになります。

4業種の特定最低賃金の調査結果を載せておりますので、資料の枚数が多くなっているのですが、鉄鋼業のみの結果について、ご説明をさせていただきます。

資料8ページにまいります。この表は、鉄鋼業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものです。

全体の分布を分かりやすく表したものが、右下のグラフとなります。青色の棒グラフが一般労働者、赤色の棒グラフがパート労働者の分布です。

これを見ますと、グラフの右側ですが、時給950円から1,500円

	<p>以上の分布が多く見受けられ、時給 1,300 円から 1,399 円の分布が最も多いという結果になっております。</p> <p>次に 12 ページにいきます。この表は、産業別に未満率等の賃金額の特性値について、平成 29 年度から今年度の推移を表したもので。</p> <p>鉄鋼業は表の一番上となっておりますが、平成 30 年度までは、鉄鋼業の調査票の回収が 1 件も得ることが出来ませんでしたので、調査結果をお示しすることができませんでした。</p> <p>令和元年度から、調査票の提出がございましたので、調査結果を復元することができました。</p> <p>未満率の推移が表の右側にあります。鉄鋼業は令和元年度が 1.1%、昨年度が 13.4% と上昇し、今年度は 0 % となり、未満率の増減が激しくなっております。</p> <p>これは、鉄鋼業の調査票の回収件数が、令和元年度が 3 件、令和 2 年度が 7 件、今年度が 4 件と少なく、たまたま最低賃金未満の労働者が多い調査票の提出があると、昨年度のように未満率が大幅に上昇してしまうということが原因として考えられております。</p> <p>続きまして、14 ページです。5 の産業別の未満率と影響率の推移につきまして、平成 24 年度から令和 3 年度までの、産業別の未満率と影響率の推移の表と、線グラフになります。</p> <p>鉄鋼業は表の一番上、線グラフではピンク色で示されておりますが、平成 24 年度から平成 30 年度までは鉄鋼業の調査票の回収が 1 件も得ることができませんでしたので、調査結果をお示しすることができませんでした。</p> <p>最後に 15 ページについてです。この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係表です。</p> <p>引上げ額 0 円の場合から、引上げ額 30 円の場合の影響率を表したものです。</p> <p>以上、簡単ではございますが、基礎調査の概要について、ご説明をさせていただきました。</p> <p>この調査結果が審議をする上で委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
部会長	ただ今の事務局のご説明について、ご質問等がございましたら、お願いいたします。
部会長	それでは、特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等

	がありましたら、お願いいいたします。
事務局	<p>はい。ご審議いただく前に、2点ご説明をさせていただきます。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となつております。</p> <p>労使間の意思疎通を図っていただきますよう、よろしくお願いいいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>審議の進め方でございますが、昨年度は第1回目の会議において、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。</p> <p>2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議いただきまして、特定最低賃金額が議決されております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>それでは今後は、事務局の説明も参考にしつつ、審議を進めていきたいと思います。</p> <p>それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入ります。</p> <p>まず、労働者側、使用者側、それぞれのお立場から、基本的なお考えをお伺いしたいと存じます。その後は、自由にご審議をお願いいたします。</p> <p>はじめに、労働者委員の方々から、お願いいいたします。</p>
労働者委員	<p>それでは、■の方から発言をさせていただきたいと思います。</p> <p>本専門部会は、群馬県内で、鉄鋼産業にて働く仲間の労働者の最低賃金を公労使で議論し、決定する会議です。</p> <p>鉄鋼産業で働く労働者を代表して、発言させていただきます。</p> <p>群馬県の鉄鋼業の最低賃金は、現在921円となっています。</p> <p>また、群馬県の最低賃金は10月2日より改定され、865円となります。</p> <p>足元、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい企業もあることは承知しています。</p> <p>しかしながら今後、生産年齢人口が減少していく中で、私たち製造業は、求人に対して希望者が少なく、大変な状況です。</p> <p>鉄鋼産業の発展のためには、優秀な人材の確保は欠かせません。</p> <p>コロナ禍による操業の低下などで、短期的に人手不足は解消していましたが、半導体などの供給不足で自動車の減産はあるものの、減退していた需要が回復傾向にあり、製造業は忙しくなってきて</p>

います。

現場においては、コロナ禍にあろうとも操業をとめるわけにはいかず、感染対策を講じながら通常通りの勤務を行ってきました。

こうした状況の中でも、人材の獲得競争は続いており、優秀な人材を確保するためには、産業としての魅力を高めていかなければならぬと考えます。

適切な特定最低賃金の引上げがなされなければ、産業の魅力は低下し、人材が確保できず、人員構成の歪みが生じ、技術・技能の伝承に支障をきたすことになります。

私たちものづくり産業においては、技術・技能を確実に伝承していくことが重要であり、そのためには他の産業より優位な特定最低賃金が必要です。

これからも、鉄鋼産業が維持・発展していくために、また将来の鉄鋼産業を担う優秀な人材を確保し、企業・産業・地域の発展に繋げていくために、労使のイニシアティブを發揮して、鉄鋼産業にふさわしい水準を今年度も決定していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

部会長

■委員、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

労働者委員

労側 ■でございます。

経済の好循環と持続的な成長、また日本の経済力に見合った生活水準の実現という観点からも、すべての所得層での賃金上昇と、また企業収益向上の好循環、加えて雇用者全体の賃金底上げを実現するためにも、特定最賃の継続的な引上げが不可欠だというように考えております。

このような考えも踏まえつつ、特定最賃は労使のイニシアティブにより設定することありますので、具体的な金額につきましては今後審議会の中で、これまで同様の信頼関係によりまして労使合意ができ、また公益の先生方にも是非ご理解いただけるよう審議を進めていければというように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

それでは、他に労働者委員、いかがでしょうか。

	【特になし】
部会長	それでは、使用者側委員から、ございますでしょうか。
使用者委員	<p>私、■から。</p> <p>今、労側の委員からもご説明がありましたけれども、一部では鉄鋼需要については、回復傾向にあるということは聞いております。</p> <p>ただ、ご承知のとおり、自動車部門におきまして、または電機部門においては半導体等の部品の供給不足によって、一部の生産が停止するということで、群馬県内でも相当な影響が出ております。</p> <p>また、ここにきて中国の大規模停電問題、これが更に半導体不足の拍車をかけており、鉄鋼需要の下振れリスクとして、今後大きく膨らんでいくだろうというように想像されます。</p> <p>また、資材・原材料等の高騰も、自動車部門だけではなく、県内の多くの製造業への影響が懸念されているところでございます。</p> <p>昨年来のコロナ感染症も含めまして、昨年以上に多くの経営リスクが顕在しているというのは事実でございまして、群馬県の最低賃金を既に大きく上回っている産業別の最低賃金、特に鉄鋼はその中でも秀でている訳ですけれども、産業別の最低賃金を今以上に引き上げることについては、疑問に感じているところでございます。</p> <p>よって、昨年までとは違った、慎重な議論が必要であると思っております。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にございますでしょうか。</p>
使用者委員	<p>■から意見をさせていただきたいと思います。</p> <p>企業を取り巻く環境といたしましては、コロナの影響、ならびに短期的には現在資材の高騰だとか、そういうしたものに直面しております。</p> <p>他の業界も同様に、日本の産業が海外の方に移転するということもありまして、企業の競争というのは、日本国内だけでなく海外の各国とも交えた、非常に厳しい状況に置かれているということだと思っています。</p> <p>そんな中でやはり企業としては、雇用の確保、企業の持続的成長、そういうものを念頭に、経営をしているということでございます。</p>

	<p>更には、社会的な課題、具体的に申し上げますと、環境、カーボンニュートラルとかですね、そういう大きな課題に直面しています。</p> <p>これは別に日本に限った話でも、群馬県に限った話でもありませんが、こういった問題に、企業は前向きに取り組んでいかなければいけないということになると、益々投資にお金を回さなければいけないとかいうようなことで、財務的な負担というのは、今以上に大きくのしかかってくるということは、避けて通れないという状況だと思っております。</p> <p>そんな中でも、従業員の生活の安定だとか、そういったことも考えていかなければいけないということは、間違いないことだというように理解しておりますが、そこら辺の色々な諸課題を、バランスよく解決していくといったものが求められておりまして、賃金だけをピックアップして上げるとかという話ではなく、トータルで労使お互いに納得できるポイントを探りあてていくということが、大切なことなのかなというように思っております。</p> <p>厳しい言い方ですけれども、なかなか海外の競争力に立ち向かうということは、日本の企業にとっては、すごくチャレンジブルな課題であって、国内の競争も含めて、これから益々厳しい世の中が待っているのではないかというように思っております。</p> <p>ですので、賃金ということに的を絞るということは、かなり厳しいのではないかと思いますが、トータルで解決策を導き出すという方向性で考えていくべきなというように思っております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に、ございますでしょうか。</p>
使用者委員	<p>使用者側委員の█████でございます。</p> <p>毎度毎度のお話で恐縮ですが、使用者側の基本的な発想としては、最低賃金は一本であり、特定最低賃金は不要であるということを、年来主張しております。</p> <p>昨今、群馬県最低賃金もかなりの上昇が続いておりまして、従来ほどの、特定最低賃金との差がなくなってきております。</p> <p>これをいい機会に、特定最低賃金は各業種とも、県最賃に飲み込まれればいいのではないかと、こんなように考えております。それが1点です。</p> <p>それから、使用者委員お二方が述べられましたように、経済環境としても、賃金だけを上げていくというような状況にない、そうい</p>

	う状況にないということあります。 したがいまして、かなり厳しい交渉にならざるを得ないな、こんなように考えております。 以上です。
部会長	ありがとうございました。 他にはございますでしょうか。
	【特になし】
部会長	公益委員はいかがでしょうか。
	【特になし】
部会長	どなたでも結構ですが、他にご意見はございますでしょうか。
	【特になし】
部会長	では、本日のところは意見も出尽くしたようですので、今までのご意見を踏まえて、次回の会議で具体的な金額審議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
	【異議なし】
部会長	それではそのようにさせていただきます。 最後に、その他について、事務局から何かありましたらお願ひいたします。
事務局	はい。特にございません。
部会長	委員の皆様は、何かございますでしょうか。
	【特になし】
部会長	ご意見等ないようですので、次回の会議では、事務局から提供された資料等も十分に踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと

思われますが、非公開事項はなしということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。

これで第1回専門部会を閉会といたします。

ご審議、お疲れ様でした。